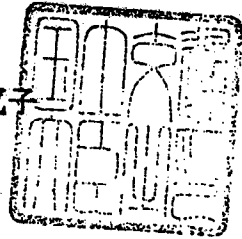


認 定 書

国住措第3363号
平成14年4月15日

興亜不燃板工業株式会社
代表取締役 三枝輝壹郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

NM-0236

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

木毛パーライトセメント板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名

(別添)

木毛パーライトセメント板

2. 形状および寸法等

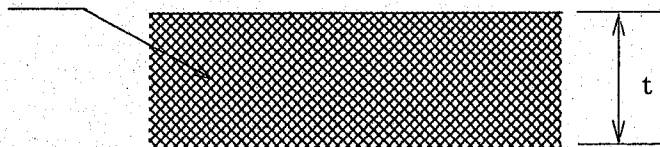
項目	申請材料
形状	平板
表面形状	粗面
厚さ	$15^{-1.5} \sim 50^{+1.5}$
かさ比重	$0.8^{-0.08} \sim 1.0^{+0.1}$
質量 (kg/m ²)	$15^{-1.5} \sim 40^{+0.4}$

3. 材料構成

項目	申請材料
製品	<p>木毛パーライトセメント板 厚さ15~50mm, 質量15~40kg/m²</p> <p>組成 (質量%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) セメント.....70 2) 木毛 (厚さ0.3~0.8mm、幅1.5~11mm)....20 3) パーライト (JIS A 5007).....5 4) 混和剤.....5

4. 構造説明図 (寸法単位 : mm)

木毛パーライトセメント板



$t = 15 \sim 50$

5. 付帯条件

なし

6. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。

7. 橋成会社一覧

会社名	所在地
ドリゾール工業㈱	北海道夕張郡長沼町北町3-1-1
㈱北日本ダイエイ	北海道夕張市南部遠幌町64
秋田木毛セメント板㈱	秋田県大館市釈迦内山神台64
興亜不燃板工業㈱	千葉県長生郡長柄町山根1985-1
日化ボード㈱	福島県双葉郡浪江町北幾世橋字北原16
㈱ミヒロ	岐阜県益田郡萩原町上呂2208
㈱愛板建材製作所	愛知県海部郡弥富町大字三好字イノ割10
山陽ボード㈱	岡山県都窪郡清音村軽部1413-1
㈱榮進工業	鳥取県東伯郡泊村大字小浜756-3
三丸産業㈱	熊本県芦北郡津奈木町大字小澤奈木字男島2120-1
和興産業㈱	山口県萩市大字椿東字西ノ寄2893-1
㈱佐賀木毛板工業	佐賀県杵島郡白石町馬洗2266